第30表 刑法犯の罪種別認知・

	罪 種		認知件数	検	挙 件	数
	非		即 川 州 剱	総 数	管内事件	他府県事件
ž		数	125,251	37,630	33,248	4,382
	(殺	人	98	103	100	3
凶	嬰児	殺	1	1	1	-
Н	強盗殺	人	_	_	_	_
悪	強盗傷	人	112	101	101	-
悉	強 盗 ・ 強 制 性 交	等	2	2	2	_
	普 通 強	盗	237	216	216	_
犯	放	火	69	55	55	_
	強制性交	等	173	167	167	_
	○ 図 器 準 備 集	合	1	1	1	_
粗	暴	行	4, 529	3, 281	3, 280	1
Ħ	傷	害	2, 936	2, 424	2, 424	-
暴	傷害致	死	3	3	3	-
犯	曾	迫	583	507	505	2
	也	喝	293	204	201	3
窃	∫ 侵 入 窃	盗	5, 237	4, 855	3, 014	1,841
窃 盗 犯	非侵入窃	盗	82, 167	14, 310	13, 417	893
<i>I.</i>	(詐	欺	8, 299	2,826	1, 778	1,048
知	横	領	150	119	119	_
能	〈 偽	造	623	559	468	91
犯	汚	職	1	2	1	1
70	背	任	11	8	8	-
風	」 賭	博	22	21	21	-
俗	会強制わいせ	つ	714	606	605	1
犯	公然わいせつ・	物	247	246	237	9
	∫ 占 有 離 脱 物 横	領	4, 069	4, 096	3, 727	369
その	うち)自転車占	脱	3, 015	3, 114	2, 911	203
他	公務執行妨	害	469	452	452	_
の 刑	〈 住 居 侵	入	943	700	633	67
治法	盗 品	等	101	102	88	14
犯	器物損壊	等	12, 627	1, 233	1, 215	18
	(そのの	他	534	430	409	21

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)、爆発物取締罰則、 決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取 等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰 に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関す 数値:刑事総務課

検挙状況及び被殺傷者数

	数	者		傷	殺	被	<u> </u>	当庁事件の	員	人	挙	検
者	軽 傷	者	重傷	者	死	総数	(他府県警察検挙件数	少年	うち)	数	総
2,96		385		61		3,409	1	1,85	3,205		28,530	
2'		20		36		83		-	5		97	
-		-		-		-		-	-		1	
		-		-		-		-	-		1	
10		14		-		115		-	22		139	
		-		-		-		-	-		1	
		_		_		-		_	23		217	
		1		3		5		_	5		41	
1'		_		-		17		2	8		176	
		_		-		-		_	-		4	
		_		_		-		1	105		3, 298	
2, 742	:	335		-		3,077		-	216		2, 901	
-		_		3		3		-	_		3	
		-		-		-		4	15		485	
		-		-		-		1	32		263	
		-		-		-		294	69		851	
		_		-		-		987	1,656		11, 038	
		_		_		-		391	159		1, 437	
		-		-		-		1	3		121	
		-		-		-		24	16		330	
		_		_		-		-	_		3	
		_		-		-		-	-		8	
		_		-		-		1	1		177	
3		1		-		31		5	39		509	
		-		-		-		1	11		269	
		-		-		_		85	590		4,004	
		_		_		-		54	430		3,063	
		-		-		_		-	12		393	
		=		_		-		17	104		521	
		-		-		-		10	41		83	
		-		-		-		8	50		719	
4		14		19		78		23	23		440	

る特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

² 少年とは検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは加療日数が1か月(30日)以上の負傷者をいう。